

無線設備から発射される電波の強度の算出方法及び測定方法に係る告示の一部改正案に対して提出された意見及び総務省の考え方  
【意見募集期間：令和3年4月17日（土）～同年5月21日（金）】

【提出意見件数：6件（社・団体：3件、個人：3件）】

（社名五十音順）

No.	意見提出者	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	株式会社NTTドコモ	<p>地中埋設型基地局の特長を捉えて電波の強さの評価方法が科学的かつ合理的に検討されており、本改正案に賛同いたします。</p> <p>検討いただいた評価方法は、当社マンホール型基地局に適用可能であり、電波防護を確保した基地局の建設・運用を可能にするものです。地中埋設型基地局の円滑な導入に向けて、早期の制度化を希望いたします。</p>	本改正案への賛同意見として承ります。	無
2	KDDI株式会社	<p>地中埋設型基地局は、基地局設置場所周辺の景観を損なわずに通信エリアを構築する手段として有用と考えております。このため、地中埋設型基地局導入に必要な、電波防護指針への適合性評価方法が規定された本告示改正案に賛同致します。</p> <p>なお、本関係告示の一部改正につきましては、速やかに施行されることを希望いたします。</p>	本改正案への賛同意見として承ります。	無
3	一般社団法人 電波産業会	電波利用環境委員会報告および情報通信審議会一部答申の内容が反映されていることから、無線設備から発射される電波の強度の算出方法及び測定方法に係る告示の一	本改正案への賛同意見として承ります。	無

		<p>部改正案に賛同いたします。</p> <p>本改正により、地中埋設型基地局について、電波防護の基準への適切な適合確認が実現されるものと理解しております。</p> <p>地中埋設型基地局の活用のため、本改正に基づく早期の制度化を希望致します。</p>		
4	個人	<p>「無線設備から発射」という表現は物騒なので「送信」か「発信」を使ってほしい。</p>	<p>本告示は電波法施行規則第 21 条の 3 に基づくものであり、電波法施行規則第 21 条の 3 においても、「無線設備から発射される電波の強度」として規定されていることから、原案のとおりとさせていただきます。</p>	無
5	個人	<p>地中埋設型基地局の電波測定方法についての意見はありません。</p> <p>実際の運用において、基地局マンホールの上に人が長時間とどまり被ばくすることは容易に考えうる（行列時、ラッシュ時、災害時、路上生活者など）ため、電波を発射中である旨、長時間とどまらない旨をマンホールに明記するといった対策の義務付けをお願い致します。</p>	<p>本改正案への賛同意見として承ります。</p> <p>本改正案は、情報通信審議会答申（※）を受けて、人体が地中埋設型基地局の上にとどまるような場合も考慮した上で、電波防護指針の指針値（電磁界強度指針）を満足するように無線設備から発射される電波の強度の算出方法及び測定方法を定めるものです。</p> <p>また、地中埋設型基地局に係る情報提供の御意見については、今後の電波監理等の検討に当たっての参考にさせていただきます。</p> <p>（※）「地中埋設型基地局等の新たな無線システムから発射される電波の強度等の測定方法及び算出方法に係る技術的条件」（令和 3 年 3 月 30 日）</p>	無
6	個人	<p>私は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一級陸上無線技術士</li> <li>・ 第一級海上無線通信士</li> <li>・ 航空無線通信士</li> </ul>	<p>本改正案への賛同意見として承ります。</p>	無

	<p>・ 第一級アマチュア無線技士 以上の無線従事者です。</p> <p>地中埋設型基地局にあつては、いわゆる通常の基地局とは異なる電波伝搬を十分考慮する必要があります。改正案では改正前に比べて、より電波の強度の算出方法及び測定方法が具体的に明確となつており、本案は適当と認められこれに賛成いたします。</p>		
--	---	--	--